



資格喪失後はこれまでの組合員資格で 保険診療を受けられません！

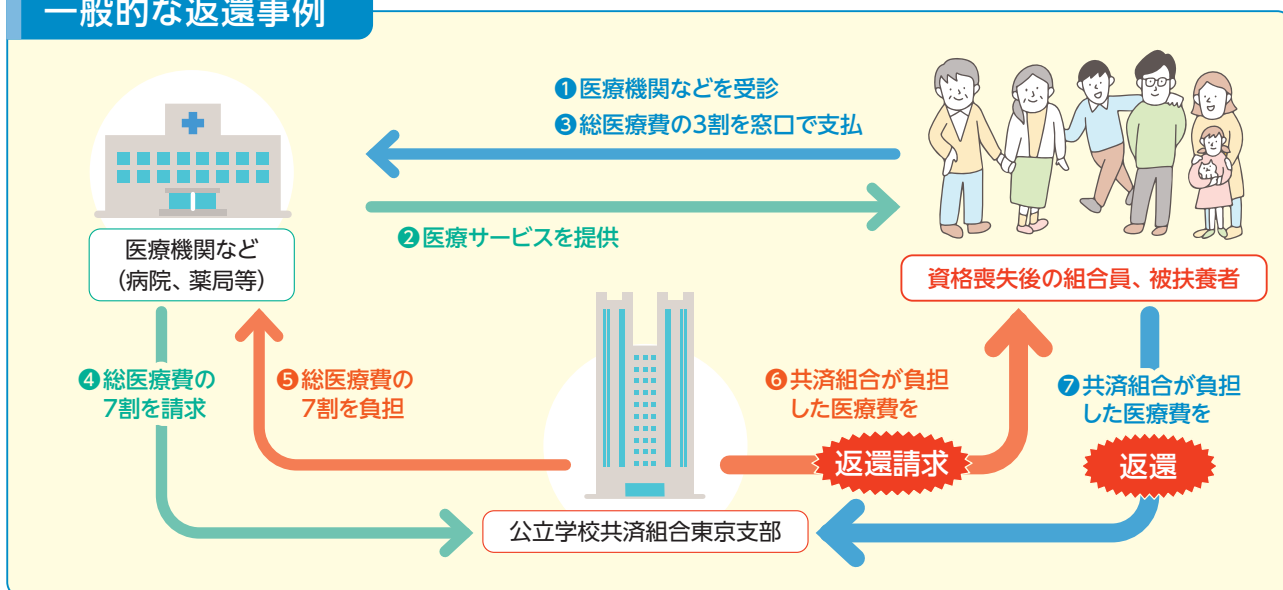
組合員または被扶養者の資格喪失後は、現在お持ちのマイナ保険証・資格確認書（以下「マイナ保険証等」）は使用できません。

資格喪失後に当共済組合のマイナ保険証等を使用して医療機関を受診した場合は、公立学校共済組合東京支部が負担した医療費^(※)の全額を一括返還していただきます。（図参照）

退職後、「新たな資格確認書がまだ手元にないから」などと安易に使用してしまうケースもあります。**資格喪失後は絶対に使用しないでください。**資格喪失要件については、本誌P11をご参照ください。

※総医療費の7割（一部8割）、高額療養費および附加給付等の給付金

一般的な返還事例



医療費の返還請求等に関する Q & A

Q 退職直後にマイナ保険証を使用しても問題ないか？

A マイナ保険証の場合、退職後、オンライン上の資格情報を新たな健康保険組合に切り替えるために数日の期間を要します。資格情報の切替前にマイナ保険証等を使用した場合、公立学校共済組合東京支部の組合員・被扶養者としてシステム上認識され、使用できてしまう場合があります。このような事態を避けるためにも、医療機関の窓口で「健康保険組合が変更になった」旨を必ずお伝えください。

Q 新しい資格情報が登録されるまでの間に医療機関等にかかりたいときは？

A 医療機関の窓口で、「退職に伴い資格切り替え中です」と伝えてください。一時的に全額自己負担となった場合でも、新たに加わった健康保険組合に請求できます。

Q 医療費の返還請求はいつ頃届くの？

A 資格等の喪失処理から約6か月後を目途に通知します。

Q 返還した後の医療費はどうなるの？

A 新たに加わった健康保険組合に療養費の請求ができます。手続や期限などの詳細は、請求先の健康保険組合にお問い合わせください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827